

① 内 閣 府

法人名	独立行政法人国立公文書館(平成13年4月1日設立)＜特定＞ (館長:高山 正也)
目的	移管を受けた歴史資料として重要な公文書等(以下「歴史公文書等」という。)を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。
主要業務	1 歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。2 行政機関からの委託を受けて、行政文書の保存を行うこと。3 歴史公文書等の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。4 歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。5 歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。6 歴史公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。7 上記1から6までの業務に付帯する業務を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:山本 豊)
分科会名	国立公文書館分科会(分科会長:御厨 貴)
ホームページ	法人: <a href="http://www.archives.go.jp/">http://www.archives.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/kbindex.html">http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/kbindex.html</a>
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成27年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	第2期中期目標期間	H22年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。 4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取扱いをしているため、第2期中期目標期間には「—」を記入している。
<項目別評価>							
<b>1.業務運営の効率化</b>							
(1) 民間委託の促進							
(2) 業務執行体制の見直し							
(3) 受け入れた歴史公文書等の処理状況							
(4) 業務の効率化	A×2	A×2	A+×1 A×1	A×2			
(5) 業務・システム最適化計画	A	A	A	A			
(6) 総人件費改革に関する措置	A	A	A	A			
<b>1.業務運営の効率化</b>							
(1) 業務の効率化						A	
(2) 経費の節減						A	
(3) 人員配置の見直し						A	
(4) 総人件費改革に関する措置						A	
(5) 随意契約の見直し						A	
(6) 業務・システムの最適化						A	
<b>2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>							
(1) 体制整備の検討	A	A	A	A		A	
(2) 歴史公文書等の適切な移管及び保存に向けた行政文書の管理に関する適切な措置						A×6	
(3) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置	A×40	A×47	A×55	A×8	—	A×34	
(4) 研修の実施その他の人材の養成に関する措置						A×10	
(5) アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供	A×10 B×1	A×12	A+×2 A×9	A×3	—	A×12	
<b>3.予算、収支計画及び資金計画</b>	A	A	A	A	—	A	
<b>4.短期借入金の限度額</b>							
<b>5.重要な財産の譲渡等</b>							
<b>6.剰余金の使途</b>	A	A	A	A	—	A	
<b>7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>							
(1) 施設・設備に関する計画						A	
(2) 人事に関する計画	A	A	A	A×2	—	A×2	
(3) 中期目標期間を超える債務負担		A	A	A		A	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 独立行政法人国立公文書館の業務の実績について、平成22年度からスタートした第3期中期目標の初年度の実施状況について調査・分析し総合的に評価を行ったところ、各取組は計画に即し順調に実施され、目標を達成し、あるいはそれを上回る成果を上げている。館長以下役職員は、「パブリック・アーカイブズビジョン」の基本理念の実現を目指し、自主的、主体的な努力の成果が認められる。
- 公文書管理法の全面施行に向けて、既存事務・事業について業務フローや手順を洗い出し徹底的な見直しを行い、同時に組

組織体制を見直し、既設定員の効率的配置、企画・利用審査部門の充実化、既往人員の再配置等に取り組んだことで、新たな段階の公文書館運営に対応する準備が整いつつあることは大いに評価されるべきである。

- また、コスト削減にも取り組みながら業務の効率化を進めており、昨年度指摘された随意契約についても詳細な分析を行うなどして、見直しを図ることで効率化が図られている。
- 館の見学実施要綱等の検討について、業務に支障のない形で書庫見学が認められるような、利用者層の拡大に向けた弾力的な取組みを期待したい。
- 個別の評価事項についてはいずれも堅実に対応され、求められている実績も着実にあがっていると評価されるが、今後は、国民への説明責任の全うという公文書館に与えられた使命を果たすために、計画に定められていることのみならず、計画に定められていないことについても、公文書館独自の取り組みやさらなるサービス改善に取り組むことが期待される。
- 内部統制に関する取組状況については、今後、小規模組織ならではの検討や提案がなされることが期待される。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 館内に、理事を長とする課室横断的な既存事務・事業見直しのための担当チームを設置し、業務フローや事務処理手順の洗い出しと見直しを実施した。当該見直しによる一層の効率化の成果を平成23年度予算的に確に反映(計75百万円を減額)させた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 既存の事務及び事業について、館内に理事を長とする見直しのための担当チームを設け、業務フローや事務処理手順の洗い出しと見直しに真摯に取り組んだ。この見直しの結果、平成23年度予算において、対前年度比約75百万円に及ぶ効率化措置を達成したことは評価できる。</li> </ul>
随意契約の見直し	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 随意契約の妥当性や一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)への移行について見直すとともに、一般競争入札等の参加要件の緩和や公告期間の十分な確保等により競争性の確保に努めた。また、契約監視委員会において、その改善状況についてのフォローアップを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 館が作成した「随意契約見直し計画」に基づいた一般競争入札等の参加要件の緩和や公告期間の十分な確保等により、随意契約見直しが着実に進んでいることは評価できる。</li> </ul>
体制整備の検討	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 館の組織体制を見直し、新規定員の効率的配置、企画部門及び利用審査の充実化のための組織の新設と既往の人員の再配置について検討を行い、成案を得た。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成23年度に向けて館の組織体制全般について見直しを行い、平成23年度に採用する8名の新規定員を含め、既往の人員等の効率的な配置及び再配置、企画部門や利用審査部門の充実化措置等の検討と工夫を行い、公文書管理法の全面的な施行に備えた万全の準備体制構築に取り組んだことは評価できる。</li> </ul>
アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アジ歴の取組を広く広報するメールマガジン「アジ歴ニューズレター」を創刊した。</li> <li>• なお、バックナンバーはアジ歴ホームページに掲載している。</li> <li>• インターネットによる各種広報について、一時中止して利用状況の変化を調査した。この結果を踏まえ、利用者の類型別に広告効果を高めるため、「効果的広報の調査研究」を実施した。</li> <li>• 調査研究の結果を踏まえ、アジ歴ホームページの改訂を行った。</li> <li>• 国内の関係諸機関が所蔵するアジア歴史資料の調査報告書に、新たに公開の了承を得た58機関を追加し、公開の対象となっているすべての機関について公開が完了した。また、第1次・第2次・第3次各報告書を横断して収録機関を通覧できるよう、「収録機関総覧」の更新を行った。</li> <li>• 毎年度の事業としてモニター・アンケート調査による情報収集と分析を行っている。本年度は2～3月に実施し、86名の応募者のうち65名から回答を得た。</li> <li>• アジ歴に対する要望、提言が得られており、今後の事業の展開や資料提供システムの改善に適宜反映させていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• メールマガジン「アジ歴ニューズレター」の創刊、利用者の類型別に広報効果を高めるための「効果的広報の調査研究」の実施とその結果を踏まえたホームページの改訂を行うなど、国内・海外の関連機関・組織、国民に向けた積極的な広報のための諸策が講じられており評価できる。今後は、国民にとってより望ましい利活用のあり方についてセンターの積極的な活動を期待したい。</li> <li>• 国内に所在するアジア歴史資料に関する平成20年度調査報告書について、新たに所蔵機関の承諾が得られた58機関を追加してHP上で公開するなど、利用者の利便性向上に大きく資する試みを効率的に行っている点は評価できる。今後は、モニターアンケート結果の分析及び活用、またモニターアンケート以外の調査手法による利便性の向上に期待したい。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人国民生活センター(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:野々山 宏)
目的	国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施することを目的とする。
主要業務	1 国民に対して国民生活の改善に関する情報を提供すること。2 国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供すること。3 上記1及び2に掲げる業務に類する業務を行う行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報を提供すること。4 国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行うこと。5 国民生活に関する情報を収集すること。6 重要消費者紛争の解決を図ること。7 上記1から6の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:山本 豊)
分科会名	国民生活センター分科会(分科会長:山本 豊)
ホームページ	法人: <a href="http://www.kokusen.go.jp/">http://www.kokusen.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/ksindex.html">http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/ksindex.html</a>
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。 4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取扱いをしているため、第1期中期目標期間には「—」を記入している。
<項目別評価>							
<b>1.業務運営の効率化</b>							
(1) 一般管理費及び業務経費	A	A	—	A	A	A	
(2) 最適化計画の策定	A	A	—				
(3) 人件費				A	A	A	
(4) 給与水準				A	A	A	
(5) 随意契約の見直し				A	A	A	
(6) 保有資産の有効活用				A	A×2	A×2	
<b>2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>							
(1) 消費生活情報の収集等	A×6	A×9	—	A×9	A×9 B×2	A×8 C×1	
(2) 国民への情報提供	A×7	A×7	—	A×12	A×10	A×10	
(3) 苦情相談	A×8	A×7	—	A×5	A×5	A×5	
(4) 裁判外紛争解決手続の実施				A	A	A	
(5) 関連機関との連携	A×8	A×8	—	A×8	A×10	A×10	
(6) 研修	A×9	A×9	—	A×8	A×7	A×7	
(7) 商品テスト	A×5 B×1	A×6	—	A×7	A×7	A×7	
(8) 調査研究	A×2	A×2	—				
(9) 中核機関としての役割強化				A	A	A	
(10) 地方公共団体に対する支援					A	A	
<b>3.予算</b>	A	A	—	A	A	A	
<b>4.短期借入金の限度額</b>							
<b>5.重要な財産の処分等に関する計画</b>							
<b>6.剰余金の使途</b>							
<b>7.その他内閣府令で定める業務運営に関する事項</b>							
(1) 施設・設備に関する計画	A	A	—	A			
(2) 人事に関する計画	A×3	A×2	—	A×2	A×2	A×2	
(3) 中期目標期間を超える債務負担	A	A	—	A	A	A	
(4) 積立金の処分に関する事項							

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.26(主なものの要約))

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 消費者庁の設立に伴い、国民生活センターは、国民生活の安定及び向上に寄与するため、国、地方公共団体及び関係機関等と緊密に連携しつつ、国民生活に関する情報ネットワークの中核的機関として、その業務について質の向上を図りつつ、効率のかつ効果的に実施していくことが求められる。平成22年度は効率化・合理化を進めながら、その要請にこたえるべく計画に即して業務を遂行したものと認められる。
- 業務運営の効率化については、一般管理費(人件費を除く)、業務経費、人件費の削減に努めている。
- 消費生活情報の収集・分析・提供については、PIO-NETの刷新等に関し、消費生活センターから改善希望項目についてヒアリングを実施し、システム改善を段階的に実施するとともに、都道府県及び政令指定都市の消費者行政担当部局が霞ヶ関WANとLGWANの相互接続を利用してPIO-NET2010を利用できるようにした。現在、国民生活センターにおける組織の在り方の見直しや、関係機関との連携や役割分担の在り方が問われている時期ではあるが、地方消費者行政支援や情報提供・情報共有の在り方について、利用者の立場に立った業務の推進が図られることを期待する。
- 国民への情報提供については、報道機関等を通じた情報提供に積極的に取り組み、記者説明会については目標件数を上回

る実績を達成した。事業者名を含めた情報提供に適切に取り組み、消費者保護、被害の拡大防止に寄与した。東日本大震災の発生に伴い注意情報を掲載したコーナーをホームページに新設したほか、緊急性が高い問題につき、必要とされる情報を迅速かつ的確に提供したと認められる。

- 苦情相談の充実・強化については、助言、移送、共同処理等の実効性を向上させることを通じて、経由相談を適切に実施するとともに、直接相談を適切に実施したと認められる。さらに、土日祝日相談窓口についても計画を適切に実施したと認められる。
- 裁判外紛争解決手続については、重要消費者紛争の適正・迅速な解決のために適切に実施したと認められる。今後も、紛争解決委員会が、法の精神を踏まえ、中立・公正な立場から紛争解決に取り組まれることを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
消費生活情報の収集・分析・提供	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中央省庁、地方公共団体に対し、定期的に早期警戒指標を提供するとともに、消費生活相談早期警戒システム(PIO-ALERT)の運用開始後の提供のあり方を検討し、PIO-ALERT上で両指標を利用できる環境を構築した。その結果、PIO-ALERT上では、両指標を即時に抽出し、表示することが可能となった。</li> <li>特商法指標開発後の平成21年1月から平成23年3月までに特商法違反で行政処分された事業者または特商法違反で警察に従業員が逮捕された事業者は203社あることが確認されている。この203社について、行政処分等された時点の直近の指標値を調べた。PIO-NETデータが存在しなかった2社を除いた200社のうち、111社(54.7%)が指標値の上位50位以内に入っていた。特商法指標が集計単位としている「購入・契約先キーワード」は1年度で約13万種類が入力されており、200社は0.15%に当たる。特商法指標が特商法違反で行政処分される事業者を予測した確率は高いと考えられる。また、特商法指標を利用している法執行部門にヒアリングを行ったところ、法違反被疑行為を発見するための端緒情報として有用であるとの意見が多かった。</li> <li>また、急増指標を活用した情報提供は6件実施した。発表した情報は報道機関が取り上げ、消費者への注意喚起が行われた。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成21年1月から平成23年3月までに特商法違反で行政処分された事業者または特商法違反で警察に従業員が逮捕された事業者203社について、行政処分等された時点の指標値を調べたところ、54.7%が指標値の上位50位以内に入っており、特商法指標が特商法違反で行政処分される事業者を予測した確率は高いと認められる。また、特商法指標を利用している法執行部門にヒアリングを行ったところ端緒情報として有用であるとの意見が多く、指標事業の有効性が確認された。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
国民への情報提供	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成22年度においては、記者説明会を機動的に25回、ホームページまたはFAX公表を11回開催し、目標の50件を大幅に上回る68件の情報提供を行った。</li> <li>なお、情報提供の際は、各々が集まり討議する消費者トラブルタスクフォースにて事案を選定し、役員会の審議を経て確定後、調査・分析を実施している。また、注意喚起事案については、消費者庁と事前に早い段階で情報共有を図るべく、定期的に事案検討タスクフォースを開催している。そして、報告書作成後は、役員会の審議及び内部決裁を経た上で公表している。</li> <li>消費者トラブルが著しく増加している事案や、重大な被害が生じている緊急事案については、迅速な公表に努めており、PIO-NET情報等が端緒の公表事案(商品テスト事案を除く)37件のうち、10件については、事案の選定から1月以内、15件については、1月以上2月以内に調査・分析を行い公表に至っている。</li> <li>平成22年度に報道機関等を通じて行った情報提供(68件)のうち、商品テスト結果や取引関連に関わるものなど27件において事業者名を含む情報提供を行った。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 報道機関を通じた情報提供に積極的に取り組み、目標の50件を上回る実績を達成したと認められる。</li> <li>• 事業者名を含めた情報提供に適切に取り組んだと認められる。</li> <li>• 消費者トラブルが著しく増加している事案や、重大な事故が生じている緊急事案については、迅速な公表に努めており、PIO-NET情報等が端緒の公表事案(商品テスト事案を除く)37件のうち、10件については、事案の選定から1月以内、15件については、1月以上2月以内に調査・分析を行い公表に至っている。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
苦情相談	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 職員及び消費生活相談員で構成する6分野</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 職員及び消費生活相談員で構成する6分野</li> </ul>

		<p>の専門チームを設け、弁護士、医師はじめ外部の専門家からのヒアリングや相談事例の研究会を行ったほか、経由相談の移送、共同処理等、直接相談においてはあっせんの充実に取り組み、消費者被害の未然防止・拡大防止のため消費者への注意喚起、関係機関への情報提供、要望等を行った。</p> <p>など</p>	<p>の専門チームを設置し、弁護士等の専門家へのヒアリングや相談事例の研究会を行ったほか、経由相談の移送、共同処理等、直接相談においてはあっせんの充実に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>センサー機能維持の観点に立って、直接相談を適切に実施したと認められる。相談業務に関する国の方針決定を踏まえつつ、今後とも、中核的機関として、移送相談とセンサー機能維持等の観点との適切なバランスに配慮しつつ、相談業務に取り組むことを期待する。</li> </ul> <p>など</p>
裁判外紛争解決手続の実施	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、紛争解決委員会において重要消費者紛争に関し、和解仲介手続を実施し、終了した事案の手続の結果概要の公表を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>紛争解決委員会が、独立行政法人国民生活センター法を踏まえ、中立・公正な立場から紛争解決に取り組むことができるよう、事務局として適切にサポートしたと認められる。なお、次年度以降、申立ないし受理から初回期日までの所要日数・あっせん案の提示までの所要日数等、迅速性の評価に関わるデータを提供するよう期待する。</li> </ul>
商品テストの強化	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度に152件のテストを実施し、その中から消費者被害の未然防止・拡大防止のために13件の情報提供を行った。記者説明会等を通じて公表した13件については、消費者には商品の購入や使用上の注意などのアドバイスを行うとともに、行政に対し規格・基準の見直しや法令違反のおそれのある表示等に関する改善の指導を要望した。また、業界・事業者に対しては商品の安全性や品質・機能、表示等の改善を要望した。</li> <li>専門性が高いテストの実施や評価に当たっては、独立行政法人や大学、医療機関の専門的な知見や技術情報等をテストに活用した。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>152件のテストを実施し、その中から消費者被害の未然防止・拡大防止のために13件の情報提供を行った。記者説明会等を通じて公表した13件については、消費者には商品の購入や使用上の注意などのアドバイスを行うとともに、行政に対し規格・基準の見直しや法令違反のおそれのある表示等に関する改善の指導を要望した。また、業界・事業者に対しては商品の安全性や品質・機能、表示等の改善を要望した。</li> <li>定型的なテストは、(財)日本食品分析センターなどに56項目のテストを委託し、におい成分の確定等の専門性の高いテストは、(財)機械振興協会などに41項目のテストを委託し、テスト業務の効率化・内容の充実につなげた。</li> </ul> <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 本法人は、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、新たな手口や悪質な手口、苦情相談が急増している事案などを早期かつ迅速に抽出するための「早期警戒指標」を開発し、これに基づく情報を消費者庁等に対して定期的に提供している。「早期警戒指標」の整備に関しては、昨年度の当委員会意見として、「今後の評価に当たっては、早期警戒指標の有効性、情報提供の効果についても評価を行うべきである。」との指摘を行っている。

貴委員会の評価結果をみると、「早期警戒指標」のうち「急増指標」については、「急増指標を活用した情報提供を6件実施し、報道機関を通じて、消費者に注意喚起した」としているのみで、その有効性や情報提供の効果についての評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、「早期警戒指標」のうち「急増指標」について、消費者被害の未然防止・拡大防止にどう寄与しているかとの観点から、その有効性や情報提供の効果についての評価を行うべきである。



法人名	独立行政法人北方領土問題対策協会(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:間瀬 雅晴)
目的	北方領土問題等についての国民世論の啓発並びに調査及び研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ること及び北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づき、北方地域旧漁業権者等その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図ることを目的とする。
主要業務	1 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会、展示会等の開催その他の方法により、国民世論の啓発を行うこと。2 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第二条第四項に規定する交流等事業(同項第一号に掲げるものに限る。)を実施すること。3 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について調査研究を行うこと。4 昭和20年8月15日において北方地域に生活の本拠を有していた者及びその者の子で同日後北方地域において出生したものに対し必要な援護を行うこと。5 1～4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。6 北方地域旧漁業権者等法第4条に規定する業務(貸付業務という。)を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:山本 豊)
分科会名	北方領土問題対策協会分科会(分科会長:上野 俊彦)
ホームページ	法人: <a href="http://www.hoppou.go.jp/">http://www.hoppou.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/hindex.html">http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/hindex.html</a>
中期目標期間	5年(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価及び中期目標期間の業務実績について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価及び第1期中期目標期間には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化				A×7	A×6	A×6	
(1) 一般管理費の削減状況	A	A	—				
(2) 業務経費の削減状況	A	A	—				
(3) 能力向上の内容・方法	A		—				
(4) 役職員の給与水準見直し	A	A	—				
(5) 主たる事務所の移転		A	—				
(6) 随意契約の適正化		A	—				
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 国民世論の啓発に関する事項	A×16	A×14	—	A×9	A×11	A×9	
(2)北方4島との交流事業				A×3 B×1	A×4	A×4	
(3)北方領土問題等に関する調査研究	A×1 B×1	A	—	A	A	A	
(4) 元島民等の援護	A×9	A×10	—	A×3	A×3	A×3	
(5)北方地域旧漁業権者等に対する融資事業				A×4	A×4	A×5	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	—	A	A	A	
4.短期借入金の限度額							
(1) 一般業務勘定							
(2) 貸付業務勘定	A	A	—	A	A	A	
5.重要な財産の譲渡等	A	A	—	A	A	A	
6.剰余金の使途	A	A	—				
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設及び設備に関する計画					A	A	
(2) 人事に関する計画	A	A	—	A×2	A	A	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 長期化を余儀なくされている日露間の平和条約締結交渉と、元島民の高齢化・減少が進むという厳しい外部環境の中にあつて、少ない要員ながら全体として計画に即した着実な取組が行われている。
- 協会の活動内容について、今後広く国民に周知されるよう一層の努力を期待したい。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(国民世論の啓発に関する事項)	2(1)	○ 支援実績 ・県民大会 34回 18,447千円 ・研修会・講演会 18回 2,680千円 ・キャラバン・署名活動等 37回 9,553千円 ・パネル展 37回 3,391千円 ・北連協等が行う啓発事業 10回 16,209千円 合計 136回 50,280千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>北方領土返還要求運動の推進については、北方領土返還要求運動都道府県民会議等が実施する事業に対する支援や啓発施設の展示資料の充実、県民大会等への講師派遣等、地道な努力が認められる。</li> <li>青少年や教育関係者に対する啓発の実施については、北方領土問題青少年・教育指</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 返還運動の事業内容が北方四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結するという北方領土問題への政府の基本的立場に合致していること。</li> </ul> </li> <li>○ 支援対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民会議及び北連協幹事団体並びにこれらの集合体等。</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>導者現地研修会、北方領土問題ゼミナール等が予定通り実施された。また、ここ数年、各府県単位で教育者会議設立の取組が順次進んでいる点を評価する。その一方で未設置県もあり、更なる設置の努力を期待したい。同時に、国内の教育者だけの意見交換に留まらず、将来的には、ロシア側(例えば北方四島のうち住民のいる三島)の教育関係者との交流をも視野に入れるなど、教育者会議の活動ビジョンについて更なる検討を期待したい。</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(北方領土問題等に関する調査研究)</p>	<p>2(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今年度は「メドヴェージェフ・ロシア大統領の国後島訪問の意味と今後の対ロ戦略について」を主要テーマとし、分野の異なる北方領土問題の有識者に訪問の意味とその背景、更には今後の対ロ戦略について両国関係、国内事情及び国際情勢等多角的な視点から分析等を行った研究レポートをホームページ上で情報の提供を行った。</li> <li>・ また、日ロ両国間の北方領土交渉の情報の収集に努め、北方領土に関するトピックスを全国の返還運動関係者に提供し、各種事業や会議等で発信してもらうことにより返還運動の推進に役立て、当該情報は、ホームページ上でも公表した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北方領土問題等に関する調査研究は、計画どおり実施され、適宜ホームページ等で公表するなどの努力が行われていると認められる。なお、こうした調査研究について、既存の研究成果の収集と把握が行われることを期待したい。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- ・ 北方領土返還要求運動については、第2期中期計画(平成20年度から24年度)において、「事業の実施による効果について、事業の内容の充実状況や国民の参加数等の状況、参加者の反応の状況等の指標により把握するとともに、引き続き、啓発事業による効果を把握するための指標についても検討する」こととされている。  
貴委員会の評価結果をみると、北方領土返還要求運動について、事業の内容の充実状況や国民の参加数等の状況、参加者の反応の状況等当該事業の効果を測る基本的な指標に基づく評価は行われていない。また、啓発事業について、本法人では、この基本的な指標とは別の適切な指標を設定し、事業効果を測るとしているが、中期目標期間の半分以上が経過した現在においても、指標は設定されておらず、その具体的な検討状況も明らかになっていない。  
今後の評価に当たっては、北方領土返還要求運動に係る事業を評価する上で前提となる参加者数等の基本的な情報を明らかにさせた上で、当該事業の効果を客観的かつ適切に評価するとともに、啓発事業による効果を把握することが可能な定量的な指標を早急に設定させ、厳格な評価を行うべきである。
- ・ 「北方領土を目で見る運動」(北方領土問題に対する一層の理解と認識を深めてもらうために設置された啓発施設)については、第2期中期計画において、「保有資産の有効活用の観点から意見箱を設置することにより、来館者からの施設に対する要望等をきめ細かく把握し、これらの啓発施設について、保有目的に照らしてさらなる有効活用が図られるよう検討する」こととされている。  
貴委員会の評価結果をみると、施設来館者からの「有意義であった」とのアンケート調査結果だけをもって、好評価とされており、施設来館者からの具体的な改善要望の把握状況や同要望に対応した施設の改善状況も明らかにされていない。  
今後の評価に当たっては、啓発施設の更なる有効活用を図る観点から、施設来館者からの改善要望等の把握状況及び施設の改善状況等を明らかにさせた上で、施設の有効活用に向けた取組の適切性について評価を行うべきである。
- ・ 北方領土問題等に関する調査研究事業については、第2期中期計画において、調査研究結果を国民に対して分かりやすく情報提供するだけでなく、「事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る」こととされている。  
貴委員会の評価結果をみると、当該調査研究事業については、計画どおり実施され、ホームページ等で公表されたことだけをもって評価が行われており、事後における実施効果の検証結果等に基づく事業の見直し状況についての評価は行われていない。  
今後の評価に当たっては、調査研究事業の的確な見直しを促す観点から、個々の調査研究の実施効果を客観的かつ適切に測ることが可能な指標を早急に設定させた上で、成果の低い事業や必要性の低下した事業の積極的な改廃が適切に行われているか評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構(平成17年9月1日設立)＜非特定＞ (理事長:シドニー・ブレナー)
目的	沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究開発等を推進することにより、沖縄における科学技術に関する研究開発の基盤の整備を図り、もって沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 国際的に卓越した科学技術に関する研究開発、その成果の普及・活用の促進。2 研究者の交流を促進するための業務を行うこと。3 科学技術の研究開発を行う者への施設や設備の提供。4 国際的に卓越した科学技術研究者の養成。5 大学院大学の設置の準備。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:山本 豊)
分科会名	沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会(分科会長:平澤 冷)
ホームページ	法人: <a href="http://www.oist.jp/ja">http://www.oist.jp/ja</a> 評価結果: <a href="http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/oindex.html">http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/oindex.html</a>
中期目標期間	3年間(平成21年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	H22年度	備考
＜総合評価＞	—	—	—		—	—	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。 4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取扱いをしているため、第1期中期目標期間には「—」を記入している。
＜項目別評価＞							
<b>1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>							
(1) 研究活動	A×2 B×1	A×3			A	A	
(2) 研究・教育活動、研究者の採用			A	—		A+	
(3) 研究成果の普及	A×2	A+×1 A×2	A×2	—	A	A	
(4) 研究者養成活動	A×2	A	A	—	A	A	
(5) 大学院大学設置準備活動	B	A	B	—	A	A+	
(6) 施設整備	A	A	A	—			
(7) 効果的な広報・情報の発信等					A	A	
<b>2.業務運営の効率化</b>							
(1) 組織運営及び財務管理	A×9 B×1	A×12 B×1	A×5 B×1	—			
(2) 活動評価	A	—	A×2	—			
(3) 管理運営業務の効率化					A	A	
(4) 予算の適正かつ効率的な執行					C	A	
(5) 入札・契約の適正化及び調達事務の効率化					A	A	
(6) 給与水準の適正化					A	A	
(7) 保有資産の有効活用					A	A	
(8) 効率的な事務事業の実施を確保するための取組の強化					B	A+	
<b>3.予算、収支計画及び資金計画</b>	A	A	A	—	A	A	
<b>4.短期借入金の限度額</b>							
<b>5.重要な財産の譲渡等</b>							
<b>6.剰余金の使途</b>							
<b>7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>							
(1) 施設・設備に関する計画	A	—	—	—	B	A	
(2) 人事に関する計画	A	A	B	—	A	A	
(3) 積立金の処分に関する事項							
(4) 事務局体制の整備					B	A	
(5) 社会的責任を果たすための取組					A×3 C×1	A×4	
<b>8.整理合理化計画等に基づく措置</b>		A×3					

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.8.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成22年度においては、大規模な主任研究者の採用活動により研究体制が着実に拡充された。大学院大学設置等に関する認可申請も予定通りに行われるなど、開学に向けた取組が順調に進んでいる。また、その他の学校法人移行、開学に向けた準備も着実に実施されている。
- 従来、施設整備における予算超過問題に示されるように、機構の管理運営面には脆弱な点が見られたものの、平成22年度中に専任の事務局長が配置され、その活発な活動と相まって、事務局体制が整備され、改善が進んだものと評価できる。
- 職員全員が参加するミーティングにおける組織理念・ミッションの共有、外部専門家によるリスクアセスメント等、年度途中に決定された学長予定者の主導の下、さまざまな取組が年度をまたいで組織的かつ計画的に進められている。

- 昨年度も指摘したように、沖縄において国際的に卓越した教育研究を行い沖縄の自立的発展に資するという大学院大学の理念を実現するためには、広く国民の理解を得ることが必要不可欠である。広く国民の信頼を得て、開学及び学校法人への移行を迎えられるように、業務運営の効率化とともに、一層のガバナンスの向上に努めていただきたい。
- 平成22年度から第1研究棟とセンター棟が本格的に利用に供され、このことが組織体制の向上に格段に寄与したと思われる。現在、第2研究棟と講堂の建設が進められている。開学後の体制整備のためには、沖縄県を始めとする関係機関との協力の下、主としてうるま地区においては地域クラスター展開に資する取組を進めるとともに、恩納村地区では、今年度の採用過程や過年度から進めてきたワークショップ等で明らかな第一級の研究者と学生に対する吸引力の源泉となっている研究施設を、今後も一体的に整備することが必要不可欠である。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究・教育活動、研究者の採用	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 前年度までに引き続き、国内外の優れた研究者の獲得に努めた結果、平成22年度に5名の主任研究者が新たに着任し、その総数は27名となった。</li> <li>• さらに、大学院大学の設置認可申請に向けて、教授等の教員となる研究者の採用を加速させ、平成22年6月以降、広範囲な採用活動を実施した。特に、生命科学と物理学のバランスをとり、更に学際性を高める観点から、物理学等の分野での採用に努めた。</li> <li>• 募集に当たっては、これまでに国際ワークショップ等を通じて構築してきた世界的なネットワークを活用するとともに、機構のウェブサイトでの告知、主要な学術誌(Nature、Science)への広告掲載、他の大学・研究機関等への推薦依頼等によって行い、15名程度の採用予定に対し569名の応募があった。これを受け、選考委員会による書類審査、面接、セミナーの開催等による絞り込みを進め、平成23年3月末までに14名の就任が内定した(6月15日現在で19名が内定)。 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成24年の開学に向け、先端的な学際分野における教育研究という大学院大学の理念を踏まえた形で、研究体制の拡充が計画的かつ組織的に実施された。研究者の質も大学院大学の理念に見合ったものが確保されているものと認められる。</li> <li>• 研究機器の共用化等の取組を通じて、効率的な研究リソースの整備に努めている。</li> <li>• 論文発表数、学会発表数はともに大幅に増加しており、研究活動の進展が認められる。インパクト・ファクターの高い学術誌に掲載されており、その質についても高いものであったと認められる。</li> <li>• 特許出願件数及び特許件数は増加している。研究成果の事業化に向けた取組にも一定の進展が見られた。</li> </ul>
大学院大学設置準備活動	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大学院大学の開学に向けては、文部科学大臣に対する学校法人沖縄科学技術大学院大学学園寄附行為の認可申請及び沖縄科学技術大学院大学設置の認可申請の準備を計画的に進めた。</li> <li>• 大学院大学の初代学長については、沖縄科学技術大学院大学学園設立委員により選考が進められ、平成22年7月8日の設立委員会合(第3回)において、スタンフォード大学線形加速器センター(現SLAC国立加速器研究所)(SLAC)で所長等として活躍してきたジョナサン・ドーファン博士が決定された。 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大学院大学設置に向けた準備については、平成22年7月に初代学長予定者として決定されたジョナサン・ドーファン博士の主導の下、計画的かつ組織的に取組が進められ、大学設置等に係る文部科学大臣への認可申請が平成22年度末に予定通り実施された。</li> <li>• 規程の整備等、学校法人設立及び開学に向けた準備についても着実かつ組織的に進められている。学校法人移行後、新たに整備された規程類を適切に実施することが期待される。</li> <li>• 内外の優秀な学生を獲得するための戦略についても、大学院大学の目的を踏まえた検討が進められている。</li> </ul>
効率的な事務事業の実施を確保するための取組の強化	2(8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 監事は、エグゼクティブ・コミティ等の機構内の重要会議に随時出席するとともに、重要決定事項について適時に報告を受け、機構の業務運営全般について適時・適切な報告・情報提供を受けた。</li> <li>• 定期監査は、6月、9月、12月、2月の計4回実施した。</li> <li>• これらの監査に当たっては、監事監査に関する内部統制事項を踏まえ、入札、契約手順、給与水準、保有資産の利用状況等をはじめ、機構の業務運営全般に関し厳格なチェックを行った。 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 監事は常勤体制の下、定期監査及び随時監査を適切に実施した。監事の所見は機構内の各種会議等を通じて、役職員に伝達され、ガバナンス及び内部統制の強化、業務運営の改善に役立てられている。</li> <li>• エグゼクティブ・コミティを組織し定期的開催等、法人のミッションを共有し、業務運営状況の把握・進捗管理等を行い、理事長のリーダーシップをサポートするための取組が行われている。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし。

